

## 北区特別養護老人ホーム入退所指針

27 北福高第 2082 号

平成 27 年 12 月 8 日決裁

### 1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）への入退所に  
関わる基準を示すことにより、入退所過程の透明性及び公平性を確保すると  
ともに、介護保険制度の趣旨に即した施設サービスの円滑な実施に資するこ  
とを目的とする。

### 2 対象者

- (1) 介護保険法に定める要介護3から要介護5と認定された者で、常時  
介護を必要とし、在宅において介護を受けることが困難な者とする。
- (2) 要介護1又は要介護2と認定された者で、常時介護を必要とし、や  
むを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難な者で、  
特例的な入所（以下「特例入所」という。）の要件のいずれかに該当す  
る者。

#### 「特例入所の要件」

- ①認知症であることにより、日常生活に支障をきたすような症状・行動  
や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、在宅生活が困難な状態である。
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行  
動や意思疎通の困難さ等が頻繁にみられ、在宅生活が困難な状態である。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保  
が困難な状態である。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等  
による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給  
が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態である。

### 3 入所申込み

入所の申込みは「特別養護老人ホーム入所調整申込書」「特別養護老人ホ  
ーム申込者状況調査票」を地域包括支援センター又は高齢福祉課に提出  
する。

### 4 入所候補者名簿の作成

- (1) 区は、別表に掲げる北区特別養護老人ホーム入所調整の基準に基づき  
入所申込者について配点を行い、その合計点が上位の者から順に入所  
候補者名簿を作成する。

- (2) 入所候補者名簿の有効期間は4か月間とし、第1期は6月から9月まで、第2期は10月から翌年の1月まで、第3期は2月から5月までとする。

なお、有効期間内における入所候補者名簿の順位は、変更しないものとする。

## 5 入所調整委員会の設置

区は、入所調整を行うにあたり、入所調整委員会を年3回(第1期5月、第2期9月、第3期1月)開催する。

### (1) 委員会の構成

委員会は、医師、区内各特別養護老人ホーム施設長、民生委員児童委員協議会代表、介護支援専門員の会代表、区民代表(介護保険第1号・第2号被保険者)、福祉部長、地域福祉課長及び介護保険課長により構成する。

### (2) 委員会の所掌事務

- ① 入所調整基準の見直しに関すること
- ② 入所候補者名簿の順位の決定に関すること
- ③ その他必要と認める事項

- (3) 入所調整委員会は、審議の内容を議事録にして保管しなければならない。また、議事録はこれを5年間保管しなければならない。

議事録の開示を求められた場合は、北区個人情報保護条例及び北区情報公開条例の規定に従いこれを公開するものとする。

## 6 特別な事由による入所

次に掲げる場合においては、入所調整委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定することができる。

- ① 北区から老人福祉法第11条に定める措置入所依頼があったとき
- ② 災害や事件・事故等により緊急性が認められ、委員会を開催する余裕がないとき

## 7 入退所検討委員会

- (1) 施設は、入退所の決定に係る事務を処理するために、合議制の委員会又は会議(以下「検討委員会」という。)を設置する。

- (2) 検討委員会は、施設長、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員等で構成する。

検討委員会は、施設長が招集し、必要に応じて開催するものとする。

## 8 入所決定に際し施設の事情により勘案できる事項

- ① 性別（部屋単位の男女別構成）
- ② ベッドの特性（認知症の有無及び要介護度）
- ③ 医学管理その他特別に配慮しなければならない個別の事情

## 9 退所について

施設は、次に掲げる入所者の心身の状況や退所後の環境等を十分に検討した上で退所を決定することができる。

### （1）退所の基準

- ① 要介護認定において「自立」「要支援1・要支援2」と認定された場合
- ② 要介護状態の改善が認められかつ、家庭における介護力・介護環境の改善が認められ、入所者・家族が退所を希望している場合
- ③ 「要介護1又は要介護2」と認定され、特例入所の要件に該当しなくなった場合(平成27年3月31日までに入所した入所者を除く)
- ④ 3か月を超えると見込まれる入院が必要となった場合
- ⑤ 医学管理の必要性が増大し、施設での介護や集団生活が困難と認められる場合

### （2）退所の判断

施設は、退所の判断に際しては、入所者や家族等の意向を十分確認するとともに意向を尊重し、安易に施設側の理由により退所を促すことがないように留意する。また、入所者の心身の機能や健康状態の安定性を検証するとともに、退所後の介護力や介護環境、あるいは地域における保健医療サービス及び居宅サービス体制等を十分に確認する。

### （3）退所に向けた支援

施設は、円滑な退所に向けて、事前に介護者に対して必要な介護技術等のアドバイスを行うとともに、入所者及び介護者等への精神的なケアを行う。また、退所者が指定介護老人福祉施設以外の施設への入所を希望する場合は、施設の選定や経済的負担等に関する助言を行う。

施設は、退所に際しては、入所者又は家族等の同意を得たうえで、居住地の地域包括支援センター等に必要な情報提供を行うとともに、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携につとめることにより、退所者に対する適切な支援を行う。

## 10 指針の公表

- (1) 北区及び施設は、指針を公表する。
- (2) 施設は、入所希望者に対して、その内容を説明する。

#### 1.1 適正運用

- (1) 施設は、この指針に基づき適正に入退所の決定を行うものとする。
- (2) 区は、この指針の適正な運用について、介護保険法及び老人福祉法に基づき、施設に対し必要な助言を行うことができる。

#### 1.2 指針の見直し

指針適用後の状況から、区又は入所調整委員会が指針を見直す必要があると判断した場合には、適宜見直しを行うこととする。

#### 1.3 その他

本指針に定めがない事項又は解釈に疑義が生じたときは、区及び入所調整委員会が協議の上、決定するものとする。

付 則（平成27年12月8日部長決裁27北福高第2082号）

この指針は、平成28年1月1日から施行する。

付 則（令和5年3月31日部長決裁4北福高第2936号）

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和5年11月24日部長決裁5北福高第2403号）

この指針は、令和6年1月1日から施行する。

付 則（令和6年3月28日部長決裁5北福高第3152号）

この指針は、令和6年4月1日から施行する。